平成２０年（フ）第５５７号
兵庫県明石市大久保町西島769番地の２
破産者　ランディック・テクノ有限会社
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第３０５号
愛媛県西条市丹原町池田1276番地３
破産者　有限会社エースプランニング
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２０年（フ）第４４８号
大分市竹下１丁目２番５号
破産者　株式会社竹下建設
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２１１号
熊本市新南部３丁目７番150号、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市下河原町79番地エンゼルハイム下河原605
破産者　杉山真一朗
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２１２号
熊本市保田窪１丁目１番25―203号、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市蛇松町135番地
破産者　杉山フヂ子
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成１９年（フ）第２８３４号
名古屋市南区汐田町11―13、住民票上の住所名古屋市千種区池上町２丁目10番地
破産者　居酒家みどりこと　鈴木　惠子
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第３８７８号
名古屋市中村区井深町７番45号
破産者　武藤みつゑ
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３１０９号
名古屋市中村区向島町５丁目28番地の８　シティファミリー向島Ａ棟401号、開始決定時の住所名古屋市熱田区青池町２丁目41番地アクトピア白鳥公園301号
破産者　古田　敏躬
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２２号
名古屋市中川区野田３丁目236番地　ユートピアＳハイツ403号
破産者　山田　明美
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７３６号
愛知県春日井市弥生町２丁目116番地
破産者　藤田　俊次
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３０号
兵庫県芦屋市平田町２番23―306号
破産者　木下　　剛
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２５７号
兵庫県尼崎市琴浦町77番地　アビテ琴ノ浦201号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市神田南通３丁目57番地の34　グリーントピア21セレーノ尼崎804号
破産者　石川　芳明
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２６０号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目14番19号
破産者　氏丸　正之
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２９０号
兵庫県西宮市枝川町14番97―104号、前住所兵庫県西宮市甲子園洲鳥町10番23―204号
破産者　福井　信治
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１７４０号
福岡県前原市篠原西３丁目５―51、破産開始決定時の住所福岡県大野城市大城３丁目10番36号
破産者　松尾　　勉
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４号
栃木県足利市大前町793番地
破産者　阿部　文行
１　決定年月日　平成21年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２６号
栃木県足利市江川町３丁目10番地２、前住所栃木県足利市江川町２丁目10番地10
破産者　松島　馨子
１　決定年月日　平成21年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第３１号
栃木県足利市江川町３丁目10番地２、前住所栃木県足利市江川町２丁目10番地10
破産者　松島　利之
１　決定年月日　平成21年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第５２７号
埼玉県越谷市蒲生西町１丁目５番25号　ハーモニーハイツ103号、前住所千葉県千葉市中央区都町34番地　スウエル植草203号
破産者　山口智惠美
１　決定年月日　平成21年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係